

建管 第390-5号
令和5年 5月26日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染防止対策に関する通知
の廃止について（参考送付）

標記の件については、令和5年5月8日付け国不入企第10号により、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について」通知がありました。

これを踏まえ、県では下記の通知文書を廃止しましたので、参考を送付します。

記

- ・令和2年2月26日付け 建管第1224-5号
施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応
について（参考送付）

【適用条件】

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、令和5年5月26日を終期日とする。

- ・令和2年3月2日付け 建管第1242-5号
新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業
法上の取扱いの明確化について（参考送付）

【適用条件】

感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化については、令和5年5月26日を終期日とする。

- ・令和2年3月2日付け 建管第1243-5号
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止
措置等の解釈等について（参考送付）

【適用条件】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈については、令和5年5月26日を終期日とする。

- ・令和2年4月22日付け 建管第116-5号
工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底
について（参考送付）

【適用条件】

感染症拡大防止対策の徹底については、令和5年5月26日を終期日とする。

- ・令和2年5月7日付け 建管第163-5号
新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務
の対応の延長について（参考送付）

【適用条件】

工事又は業務の一時中止の延長や必要な設計変更については、令和5年5月26日を終期日とする。

- ・令和2年5月21日付け 建管第155-5号
工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に
係る設計変更について（参考送付）

【適用条件】

感染拡大防止対策を実施する場合に、受発注者間で設計変更の協議、設計変更、工期又は履行期間の延長及び感染防止対策に係る費用のうち、受注者の責めに帰することができないものについての対応は、令和5年5月26日を終期日とする。

- ・令和2年5月25日付け 建管第218-5号
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について（参考送付）

【適用条件】

入札公告時に添付する別紙3は、令和5年5月26日を終期日とする。

- ・令和2年5月26日付け 建管第228-5号
新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び
業務の対応について（参考送付）

【適用条件】

施工中の工事及び業務の一時中止措置等の対応については、令和5年5月26日を終期日とする。

また、公告等に追記して発注した工事及び業務等についても、依拠する通知が廃止のため、公告等に追記した内容に基づき、受注者からの申し出があった場合でも、受け付けないものとする。

- ・令和2年6月12日付け 建管第301-5号
工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の
徹底に係る解釈について（参考送付）

【適用条件】

感染拡大防止対策に係る設計変更の実施にあたっては、令和5年5月26日を終期日とする。

- ・令和2年7月9日付け 建管397-5号
新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（参考送付）

【適用条件】

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更については、令和5年

5月26日を終期日とする。

担 当 技術管理担当 内野、白川、石井
電 話：048-830-5201
e-mail: a5190-02@pref.saitama.lg.jp

土木積算担当 野川、河田、金子、新井
電 話：048-830-5196
e-mail: a5190-04@pref.saitama.lg.jp

建築・技術積算担当 甲田、内藤、横山
電 話：048-830-5192
e-mail: a5190-06@pref.saitama.lg.jp